

(案)

2020年5月29日

認証サロン運営事業者各位
エステティックサロン運営事業者各位

「緊急事態宣言」解除後におけるお願い

特定非営利活動法人
日本エステティック機構
理事長 福士 政広

平素より当機構の認証活動に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

サロン認証事業者を始めとした多くのエステティックサロンを運営されている事業者の皆様には、「緊急事態宣言」に対するご協力のお願い」及び「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の実施にご協力をいただいておりますことを衷心より感謝申し上げます。

5月26日に政府は全国に発出しておりました「緊急事態宣言」を解除いたしました。この間、営業の自粛も含め新型コロナウイルス感染の拡大防止のために並々ならぬご尽力をいただきましたことを改めまして感謝申し上げます。

現在、国内では徐々に経済活動が再開されておりますが、世界では現在も感染拡大が続いており国内でも第二波、第三波の感染拡大が予想されております。「緊急事態宣言」は解除となりましたが感染の脅威が消滅したわけではないことから、宣言解除後も感染防止を第一義として安全を最優先に営業をおこなっていただきたく存じます。

つきましては、5月21日発表いたしました「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン ver. 3.1」を再度ご確認ください遵守を賜りたく改めてお願い申し上げます。

特に、お客様に対応される従業員の皆様の健康管理に関してはくれぐれもご注意を払っていただきたく重ねてお願い申し上げます。

まだまだ新型コロナウイルスの感染拡大防止において重要な局面が続いておりますことをご認識いただきまして、引き続き関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上